

住民監査請求（区民アンケート [北区]）の結果について（概要）

大阪市監査委員は、次のとおり、令和2年12月4日に提出された住民監査請求について、次の理由により住民監査請求の対象とならない旨、請求人に通知しました。（却下、結果は同年同月23日決定）

1 請求の要旨

北区役所における令和元年度区民アンケートについて、測定の根拠や合理性に関する質問に対し満足な説明ができない（民法第644条、地方自治法第138条の2違反）状態であり、また、その測定方法を見ると全く根拠や合理性がないものになっている。

すなわち、令和元年度北区民アンケート調査業務委託を具体的な財務会計行為であるとして、その違法不当事由について、この調査は、無作為抽出した標本から得られるデータをもとに母集団の値を推計する標本調査として適切に実施しなければできないものであるが、測定方法を見ると全く根拠や合理性がないものになっていて、目的が達成できないばかりか、結果的に何にも使用できないものとなっており、経費が目的を達成できないまま支出されており、地方自治法第2条第14号、地方財政法第4条違反である。また、職員は、測定の根拠や合理性に関する質問に対し満足な説明ができず、市長には、善管注意義務があるところ、社会調査に必要な素養を備えないまま漫然と業務を行い、その結果不適切なものになっているのであり、不作為による違法が存在し、民法第644条、地方自治法第138条の2に違反し違法である。

以上のことから、令和元年度北区民アンケート調査業務委託に要した費用、459,583円が無駄になっているため、その損害を回復する措置を講じるよう、具体的には、市長に返還させることを求める。

2 判断に至った理由

地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等が違法として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

以下、本件請求が住民監査請求の上記要件を満たしているか検討する。

請求人は、令和元年度北区民アンケート調査業務委託を具体的な財務会計行為であると主張し、その違法不当事由について、1の請求の要旨のとおり主張する。

この点、本件契約締結についてみると、本件契約は令和元年11月25日に締結され、令和2年3月6日の支出命令に基づき、令和2年3月19日に支払いがなされているところ、本件契約の締結からは1年が経過している。ただし、請求人は、財務会計行為の内容について北区役所に問い合わせ等を行い、最終的な回答が得られたのが令和2年12月3日になったため、令和2年12月4日に住民監査請求を行った旨主張しており、これが法第242条第2項ただし書きに規定する「正当な理由」となるかを検討する。

法第242条第2項ただし書は、「正当な理由」があるときは、例外として、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過した後であっても、普通地方公共団体の住民が監査請求をすることができるとして、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができなかった場合には、法第242条第2項ただし書にいう正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである（最高裁平成14年9月12日第1小法廷判決）。

本件についてみると、北区役所は、令和元年12月の区民だよりで区民アンケートを実施することを周知し、令和2年3月10日には、ホームページに区民アンケート結果を公表していることが認められる。また、本件契約に係る仕様書等には、情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）第7条列举の非公開事由が含まれているとは認められないため、情報公開請求等を行うことで、区民アンケート結果のホームページ公開後、情報公開手続に必要な2週間程度の期間があれば、本件契約等に係る財務会計行為の存在及び内容を知ることができたとはいえる。

以上のとおり、遅くとも令和2年3月か、同年4月には、本件契約の締結について、その存在及び内容を知ることが十分可能であったと認められるところ、請求人が監査請求を行ったのは同年12月4日であり、上記の相当な期間内に監査請求をしたものということとはできない。したがって、本件契約の締結から1年を経過した後に監査請求を行うことができる正当な理由があるとは認められない。

よって、本件契約締結は監査請求の対象とならず、本件契約に基づく公金の支出（支出命令及び支払い）が監査請求の対象となる。

そして、本件契約に基づく公金の支出については、その契約に基づく債務の履行として行われたものである。

職員は、契約に基づく支出を行うときは、当該契約が私法上無効でない場合には、当該契約に基づく債務を履行すべき義務を普通地方公共団体が負担する以上、その契約を法律上又は事実上解消することができるような特殊な事情が認められるときでない限り、契約に基づく債務の履行として行われた支出が財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなることはないと解される（最高裁平成25年3月21日第1小法廷判決）。したがって、有効な契約に基づく債務の履行として行われた支出は、当該契約を解消等できる事情があるときでない限り、財務会計法規上の義務違反となることはない。

請求人の主張についてみると、本件契約に基づく公金の支出に関して、本件契約の内容につきその目的と手段とに関連性がないこと、あるいは手段そのものが不適切であること等を主張するものであって、本件契約につき、無効であること、あるいは、法律上又は事実上解消することができるような特殊な事情を主張するものとは認められず、公金の支出について財務会計法規上の義務に違反する違法事由の主張とは認められない。

以上のとおり、本件請求における請求人の主張は、本件契約について財務会計法規上の義務違反等を具体的に摘示したものと認められない。

よって本件請求は、法第242条の要件を満たさないものと判断した。